

### 39 帆布製品製造職種(帆布製品製造作業)

2010.1.22

作業の定義	帆布(カンバス)又はそれと同等の化学繊維材料でできた生地を裁断、縫製し、帆布製品(テント、シート、コンテナバッグ等)及びテント構造物等を製造する作業をいう。また、必要に応じてフレーム等への取付け作業も含まれる。	
必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)	(1)帆布製品製造作業 ①裁断及び縫製作業 ②フレームの組立て及び取付け作業(フレームのある帆布製品の製造作業に限る。) ③仕上げ作業 (2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③帆布製品製造職種に必要な整理整頓作業 ④帆布製品製造職種で使用する機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業	
関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)	(1)関連作業 ①検尺及び検反作業 ②裁断図(型紙)作成作業 ③はとめ打ち加工作業 ④リベット打ち加工作業 ⑤高周波溶着作業 ⑥高周波誘電加熱溶着加工作業 ⑦熱風溶着加工作業 ⑧アーク溶接作業(特別教育が必要。) ⑨ガス溶接作業(作業主任者又は技能講習が必要。) ⑩検査作業 ⑪揚重・運搬機械運転作業(各種機械に応じて特別教育、技能講習等が必要。) ⑫玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。) ⑬高所作業車運転作業(特別教育又は技能講習が必要。) ⑭足場の組立て作業 ⑮特殊加工(防縮加工、樹脂加工、防水加工、帯電防止加工、防炎加工、防かび加工、染色加工、防汚加工等)作業 (2)周辺作業 帆布製品の運送作業(加工場から現場) (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ	
使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)	①繊維の種類(一つ以上必ず使用すること。) 1.綿織物 2.化学繊維織物 3.交織織物 4.混紡織物 5.不織布 ②織物組織の種類(一つ以上必ず使用すること。) 1.平織 2.斜文織(綾織) 3.朱子織 4.ラッセル織	③縫糸の種類(一つ以上必ず使用すること。) 1.綿糸 2.化学繊維糸(ポリエステル、ビニロン、ポリプロピレン等) ④施工材料の種類(必要に応じて使用すること。) 1.金属構造材 2.構造付属材 3.接着剤 4.コーキング材 5.塗料 6.基礎工事材
使用する機械・設備、器具等(該当するものを選択すること。)	1.から3を必ず使用し、4は必要に応じて使用すること。 1.各種手工具(目打ち、カッタ、裁ちばさみ等) 2.各種測定器 3.縫製用ミシン 4.裁断機・裁断台	
製品の例(該当するものを選択すること。)	①帆布製品 1.集会用テント 2.登山用テント 3.キャンピングテント 4.建築工事用シート 5.トラック用シート 6.船舶用シート 7.農業用シート 8.防護用シート 9.コンテナバッグ	②テント構造物 1.日除けテント 2.装飾用テント 3.テント倉庫 4.可動式テント 5.独立型テント 6.大型テント 7.空気膜構造物
対象とならない製品の例	※帆布製品製造職種では、問合せが多いので具体例を特に記す。 1.シーアンカー 2.座席シート 3.ゼッケン 4.生活用品(カーテン) 5.袋物 6.かばん・バッグ 7.パラソル 8.レジャー用品 9.旗 10.遊戯具 11.広告膜(大型店頭看板、野外広告塔、袖看板、突き出し看板、スタンド用看板、壁面吊り看板) 12.内照膜(バックリットテント) 13.ディスプレイ(展示装飾用) 14.のれん 15.水槽 16.担架 17.幕類(天幕、とばり、陣屋幕、幕屋) 18.鯉のぼり 19.キャンバス(画材)	
移行対象職種・作業とはならない作業例	上記の対象とならない製品の製造作業のみの場合	